

工事实績情報サービス（CORINS）登録義務対象 工事の登録時期の改定について

千曲市では、市が発注する建設工事について配置予定技術者の専任等を的確に確認し、適正な施工体制の確保及び品質確保を図る観点から、工事代金が 500 万円以上の工事について工事实績情報サービス（CORINS）入力システムへの登録を義務化していますが、令和 8 年 7 月 1 日以降に開札する入札案件から登録の時期について一部改定することとしましたので、千曲市発注工事の受注者は、以下のとおり登録手続きについてご注意ください。

1. 登録義務対象工事

工事請負代金額が、500 万円以上（税込）の建設工事

（変更契約により工事請負代金額が 500 万円以上となった場合も含む）

2. 登録の時期

- （1）受注時登録：契約締結後、**契約日を除き** 10 日以内（**土日祝日を除く**）
- （2）完了時登録：工事完了後 10 日以内（**土日祝日を除く**）
- （3）変更登録：竣工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内（**土日祝日を除く**）

※コリンズの登録は、登録対象工事の受注者が行います。

3. 登録方法及び登録に伴う費用

コリンズ登録方法及び費用等の詳細については、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のコリンズ・テクリスセンターのホームページをご覧ください。

【コリンズ HP】<https://cthp.jacic.or.jp/>

【問い合わせ】TEL：03-3505-0452 FAX：03-3505-0851

※登録に要する費用については、設計価格の積算において、**現場管理費**に含まれています。

4. 適用時期

入札心得の改正にあわせて令和 8 年 7 月 1 日以降に開札する入札案件から適用します。